

第1 児童相談所の概況

1 文京区の概要

人口・児童人口※等（令和8年4月1日現在）

人 口 236,683 人

兒童人口 34,827 人

總世帶數 132,265 世帶

面積 11.29km²

※ 児童人口とは、0歳から18歳未満までの人口のことです。

2 児童相談所の所在地等

名 称 文京区児童相談所

所在地 文京区小石川三丁目14番7号

所管区域 区全域

開設年月日 令和7年4月1日

電話 03-3811-5241

アクセス 地下鉄 東京メトロ丸ノ内線・南北線

後樂園駅 徒歩 12 分

都営大江戸線・三田線

春日駅 徒歩12分

バ ス 都営バス都02 伝通院前下車3分

都営バス都02乙 伝通院前下車3分

都営バス上69 伝通院前下車3分

【児童相談所の所在地】



【施設外観図】



3 設置の目的・理念

平成 28 年の児童福祉法等改正法により、特別区においても児童相談所の設置が可能となりました。このことを受けて、本区では、「こどもの最善の利益」を守るため、福祉、保健、教育をはじめとした関係機関と密接に連携した、切れ目のない総合的な相談・支援体制の構築を目指し、令和 7 年 4 月 1 日に児童相談所を設置しました。

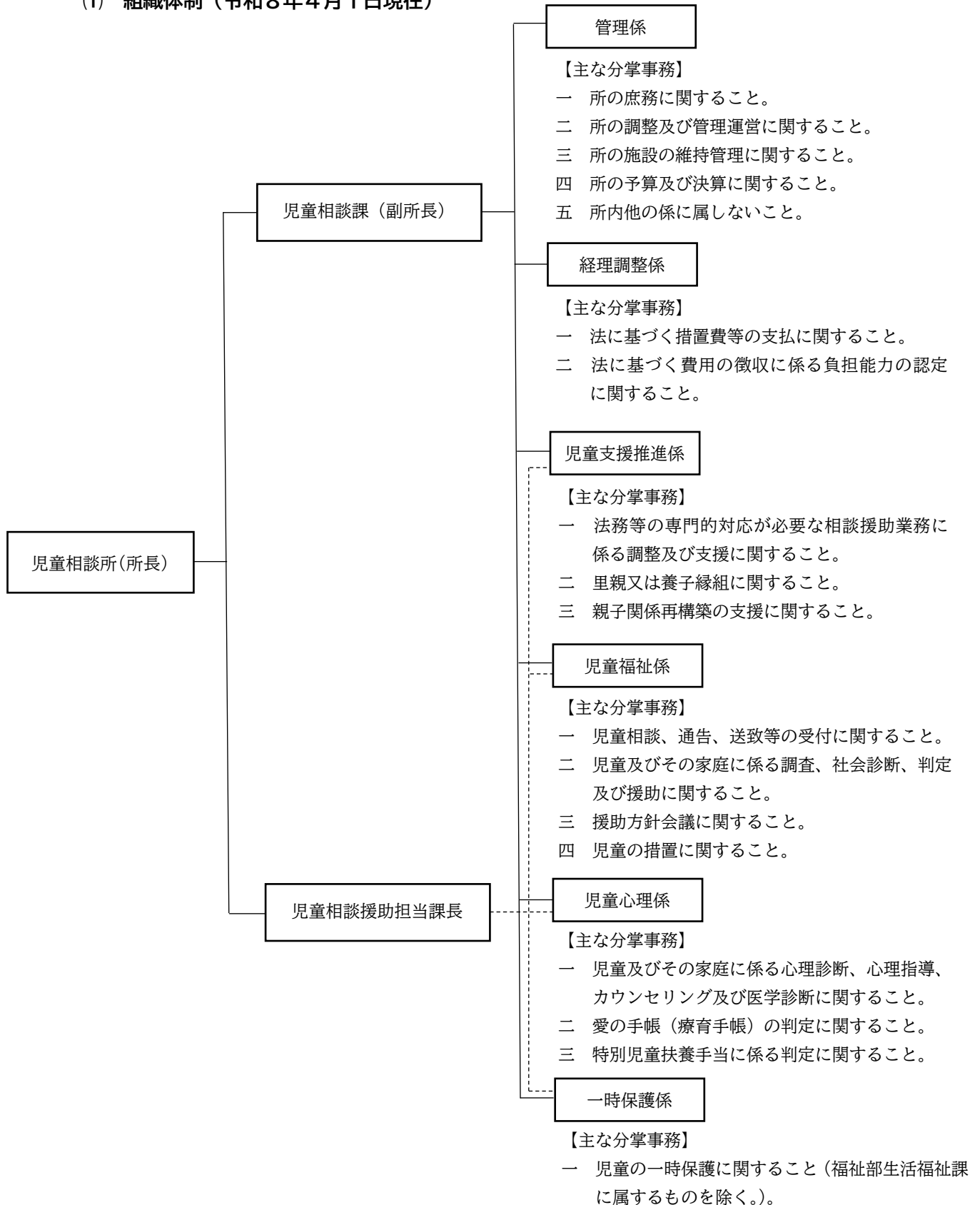
児童相談所の運営に当たっては、児童福祉法の理念に基づき、こどもが適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有すること、こども一人ひとりが権利の主体であること、こどもの意見が尊重されることを基本としていきます。また、こども家庭支援センターとともに、区の児童相談所として地域住民、関係機関等と連携し、いかなる場面においても「こどもの最善の利益」を優先した支援を展開していきます。

4 児童相談所設置までの沿革

時期	できごと
昭和 61 年 2 月	「都区制度改革の基本的方向」の中で、児童相談所に関する事務の移譲を東京都及び特別区で合意
平成 20 年 6 月	第 13 回都区のあり方検討委員会幹事会において、児童相談所設置などに関する事務について、特別区へ移管する方向で検討することで一致
平成 24 年 2 月	児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会を設置
平成 25 年 11 月	区長会総会で、「特別区児童相談所移管モデル」を了承
平成 28 年 5 月	児童福祉法等の一部を改正する法律が公布
平成 28 年 6 月	区として児童相談所を開設する方針を決定
平成 28 年 11 月	区児童相談所設置表明
平成 31 年 3 月	「（仮称）文京区児童相談所基本計画」策定
令和 2 年 1 月	開設時期を令和 4 年度から令和 7 年度へ変更
令和 3 年 1 月	区児童相談所におけるこども家庭支援センター機能と児童相談所機能の明確化
令和 5 年 3 月	「（仮称）文京区児童相談所運営計画」策定
令和 6 年 3 月	児童相談所設置市に係る国への政令指定要請
令和 6 年 7 月	本区を「児童相談所設置市」に指定する政令の閣議決定
令和 6 年 12 月	文京区児童相談所設置条例及び関係議案の可決
令和 7 年 4 月	文京区児童相談所開設

5 児童相談所の組織体制及び職員

(1) 組織体制（令和8年4月1日現在）



(2) 職員（令和8年4月1日現在） ※1※2

（単位：人）

	職種等	配置数	内訳	
			常勤職員	会計年度 任用職員等
児童相談所長	福祉	1	1	0
児童相談所副所長（児童相談課長）	事務	1	1	0
児童相談援助担当課長	福祉	1	1	0
管理係	事務	6	5	1
経理調整係	事務※3	7	6	1
児童支援推進係	福祉	2	2	0
	児童福祉司 SV※4	1	1	0
	児童福祉司	1	1	0
	心理	1	1	0
	保健師	2	2	0
	警察官	1	1	0
	親子関係再構築支援員	1	0	1
	里親対応専門員	1	0	1
児童福祉係	児童福祉司 SV	3	3	0
	児童福祉司	21	21	0
	一時保護委託付添協力員	2	0	2
	虐待対応調整員	1	0	1
	事務	1	0	1
児童心理係	児童心理司 SV※5	2	2	0
	児童心理司	7	7	0
	医師	8	0	8
一時保護係	児童指導員・保育士	36	36	0
	心理療法担当職員	1	1	0
	栄養士	2	1	1
	看護師	2	1	1
	学習指導員	2	0	2
	個別対応協力員	1	0	1
	夜間対応協力員	14	0	14
	事務	1	0	1
計		130	94	36

※1 他自治体からの派遣職員は含みません。 ※2 弁護士は、別途4人委嘱しています。

※3 措置費共同経理課派遣1人を含みます。

※4 児童福祉司 SV（スーパーバイザー）とは、児童福祉司及びその他相談担当職員に対し、専門的見地から職務遂行に必要な技術について指導及び教育を行う児童福祉司のことです。

※5 児童心理司 SV（スーパーバイザー）とは、児童心理司等に対し、専門的見地から職務遂行に必要な技術について指導及び教育を行う児童心理司のことです。

6 児童相談所で取扱う児童相談・援助

(1) 相談の種類

相談区分		内容
養護相談		虐待相談、養育困難（保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、就労及び服役等）、迷子等に関する相談
保健相談		一般的健康管理に関する相談
障害相談		知的障害（愛の手帳 ^{※1} の相談を含む。）、ことばの遅れ、肢体不自由、重症心身障害等の障害に関する相談
非行相談	ぐ犯行為 ^{※2} 等相談	虚言癖、金銭持ち出し、浪費癖、家出、浮浪、暴力、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童等に関する相談
	触法行為 ^{※3} 等相談	触法行為があったとして警察署から児童福祉法第25条通告及び少年法第6条の6により送致のあった児童、犯罪少年 ^{※4} に関して家庭裁判所から送致のあった児童等に関する相談
育成相談	不登校相談	学校、幼稚園、保育所に登校（園）できない、していない状態にある児童に関する相談
	性格行動相談	友達と遊べない、落ち着きがない、内気、 ^{かんもく} 緘黙 ^{※5} 、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格又は行動上の問題を有する児童に関する相談
	しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、遊び等に関する相談
	適性相談	学業不振、進学、就職等の進路選択に関する相談
里親に関する相談		養育里親、養子縁組里親、専門養育里親、親族里親としての養育を希望する方からの相談
その他の相談		上記のいずれにも該当しない相談

※1 愛の手帳とは、知的障害児（者）が福祉サービス等を受けるために東京都が交付している療育手帳のことです。なお、児童相談所において申請の受付及び判定を実施しています。

※2 ぐ犯行為とは、保護者の正当な監督に服しない性癖のあることなど一定の事由があって、性格又は環境に照らして、将来、罪を犯す、又は刑罰法令に触れるおそれのある少年の行為のことです。

※3 触法行為とは、14歳未満のこどもが行った刑罰法令に触れる行為のことです。

※4 犯罪少年とは、罪を犯した14歳以上20歳未満の少年のことです。

※5 ^{かんもく}緘黙とは、話す能力があるにもかかわらず、心理的原因等で、学校等の特定場面あるいは生活全般で話さない状態のことです。

(2) 援助の種類

① 措置によるもの

区分	内容
児童福祉司指導 (法 ^{※1} 第26条第1項第2号) (法第27条第1項第2号) (虐待防止法 ^{※2} 第11条第1項)	・ 複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する児童等、援助に専門的な知識、技術を要する事例に対して、児童や保護者の家庭を訪問し、あるいは必要に応じて通所させるなどの方法により、継続的に指導を行う。 ・ 不適切な養育を行った保護者に対して、改善を求めるために指導を行う。
児童委員指導 (法第26条第1項第2号) (法第27条第1項第2号)	・ 問題が家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整等により解決が見込める事例に対し、児童委員に指導を依頼する。
訓戒・誓約書の提出 (法第27条第1項第1号)	・ 児童又は保護者に注意を喚起することにより、問題の再発を防止しうる見込みのある場合に行い、書類を提出させる。
児童福祉施設入所 (法第27条第1項第3号) (法第27条の2) (法第31条)	・ 児童福祉施設^{※3}のうち乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所させる。
指定発達支援医療機関委託 (法第27条第2項)	・ 国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって内閣総理大臣が指定するものに、児童を委託する。
里親、小規模住居型児童養育事業委託 (法第27条第1項第3号)	・ 児童の養育を主たる目的とする「養育里親」又は養子縁組を目的とする「養子縁組里親」等の里親、若しくは小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者に委託する。
区市町村送致 (法第26条第1項第3号)	・ 児童相談所が受理したケースのうち、区市町村による支援等が必要と考えられるケース等について、児童相談所から区市町村に送致する。
福祉事務所送致・通知 (法第26条第1項第4号及び第5号) (法附則第63条の2) (法附則第63条の3)	・ 知的障害者福祉司又は社会福祉主事による指導が適当であると認められる場合に、送致する。 ・ 妊産婦等生活援助事業の実施又は保育の利用等が適当であると認める者について、それぞれその妊産婦等生活援助事業の実施又は保育の利用等に係る都道府県又は区市町村の長に報告し、又は通知する。 ・ 15歳以上の児童について、障害者総合支援法による障害者支援施設の入所が適当である場合又は障害者のみを対象とする障害福祉サービスの利用が適当であると認める場合に、区市町村の長に通知する。

区分	内容
家庭裁判所送致 (法第 27 条第 1 項第 4 号) (法第 27 条の 3) (少年法第 3 条第 2 項) (少年法第 6 条の 7)	・ 家庭裁判所の審判に付することが適当である児童、強制的措置を必要とする児童等を家庭裁判所に送致する。

※ 1 法とは、児童福祉法のことです。

※ 2 虐待防止法とは、児童虐待の防止等に関する法律のことです。

※ 3 児童福祉施設とは、「助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センター」のことです。

② 措置によらないもの

区分	内容
助言指導 (法第 11 条第 1 項第 2 号二)	・ 1 回ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により問題が解決すると考えられる児童や保護者に対する指導。対象、目的、効果などを考慮し、電話、文書、面接など適切な方法で行う。
継続指導 (法第 11 条第 1 項第 2 号二)	・ 複雑困難な問題を抱える児童や保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワーク、心理療法やカウンセリング等を行う。
他機関あっせん・紹介 (法第 11 条第 1 項第 2 号二)	・ 他の専門機関において、医療、指導、訓練などを受けること並びにひとり親家庭等日常生活支援事業を利用する等関連する制度の適用が適当と認められる事例においては、速やかに当該機関にあっせんを行う。
児童自立生活援助 (法第 33 条の 6) (法第 32 条第 1 項)	・ 義務教育終了後、児童養護施設等を退所した者又はその他の者で、自立を図るため必要な場合において、その者から申し込みがあったときは、「児童自立生活援助事業所※」に入所させて、社会的自立に向けての援助を行う。

※ 児童自立生活援助事業所には、「自立援助ホーム（Ⅰ型）」、「母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設（Ⅱ型）」及び「小規模住居型児童養育事業を行う住居（ファミリーホーム）又は里親（親族里親を除く。）の居宅（Ⅲ型）」があります。

③ 児童相談所での調査等において法に定められているもの

区分	内容
意見付与 (法第 24 条の 3 第 3 項)	・ 障害児入所給付費の要否に際し、児童相談所長の意見を付与する。
家庭裁判所家事審判請求 (法第 28 条第 1 項及び第 2 項) (法第 33 条の 6 の 4) (法第 33 条の 7) (法第 33 条の 8) (法第 33 条の 9) (法第 33 条第 14 項) (民法第 834 条) (民法第 834 条の 2) (民法第 835 条) (民法第 840 条) (民法第 846 条)	・ 児童福祉施設等の入所承認及び更新の請求、特別養子適格の確認請求、親権喪失審判請求、親権停止の審判請求、管理権喪失審判請求、未成年後見人選任・解任、親権者の意に反する一時保護の 2 か月を超えることの承認等の請求を行う。
立入調査 (法第 29 条) (虐待防止法第 9 条第 1 項) (法第 61 条の 5)	・ 児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員、児童福祉司等は、児童の住所等に立ち入り、必要な調査又は質問をすることができる。正当な理由がなく立入調査を拒否する等の職務妨害等に対しては、罰則規定がある。
一時保護・一時保護委託 (法第 33 条) (虐待防止法第 8 条)	・ 児童相談所長が必要と認めるときは、児童の安全を確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境やその他の状況を把握するため児童を一時保護し、又は里親や児童福祉施設等へ一時保護委託をすることができる。
関係機関への協力要請 (法第 33 条の 3 の 2)	・ 入所措置等に関して、必要があると認められるときは、地方公共団体の機関、病院、医学に関する大学、児童福祉施設、学校、その他の関係者に対し、資料や情報の提供等、必要な協力を求めることができる。
面会・通信の制限 (虐待防止法第 12 条)	・ 虐待を受けた児童が、施設入所等の措置又は一時保護が行われた場合、虐待を行った、又は行った疑いがある保護者に対して、児童が入所する施設の長及び児童相談所長は、面会又は通信を制限することができる。
同居児童の届け出 (法第 30 条)	・ 4 親等内以外の児童を一定期間同居させている者に対し、(区市町村長を経由して) 管轄の児童相談所へ届け出義務を課し、虐待や人身売買のようなこどもの権利侵害が発生しないように児童の保護を図る。

区分	内容
所長の親権代行 (法第 33 条の 2) (法第 33 条の 8 第 2 項)	・ 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。 ・ 児童相談所長による未成年後見人の選任の請求に係る児童（小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託中、児童福祉施設に入所中又は一時保護中の児童を除く。）に対して、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。
出頭要求 (虐待防止法第 8 条の 2)	・ 児童虐待が行われているおそれがあると認められるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。
再出頭要求 (虐待防止法第 9 条の 2)	・ 保護者が上記の出頭要求又は立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認められるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。
臨検・搜索 (虐待防止法第 9 条の 3)	・ 保護者が正当な理由なく立入調査に応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の許可状の交付を受け、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を搜索させることができる。
接近禁止命令 (虐待防止法第 12 条の 4)	・ 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置がとられ、かつ当該児童虐待を行った保護者について児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、6 月を超えない期間を定めて、当該保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所の付近を徘徊してはならないことを命ずることができる。

(3) 児童相談の流れ

児童相談所で受け付けた個々のケースについては、相談の受付、調査、各種相談、援助方針決定、具体的援助、終結まで、児童相談所としての組織決定を行い、以下のような流れで対応しています。

■ 相談の流れ

